芦屋市通いの場づくり事業

補助金の交付申請から支払いまでの流れ

申請者　**補助金交付申請**

【提出書類】〇補助金交付申請書（様式第１号）
〇事業計画書（様式第２号）
〇収支予算書（様式第３号）

（市）　**補助金交付（不交付）決定**

【通知文書】
●補助金交付決定通知書（様式第４号）
●補助金交付不交付決定通知書（様式第５号）

申請者　**通いの場の運営開始**

〇週１回以上（年間４０回以上）の開催
又は
〇月２回以上（年間２０回以上）の開催

補助対象事業の内容を変更しようとする場合

申請者　**事業計画変更承認申請**

【提出書類】〇事業計画変更承認申請書（様式第６号）
〇事業変更計画書（様式第２号）
〇収支予算書（様式第３号）

（市）　**事業計画変更承認（不承認）決定**

【通知文書】
●事業計画変更承認決定通知書（様式第７号）
●事業計画変更不承認決定通知書（様式第８号）

補助対象事業を中止する場合

申請者　**事業中止届**

【提出書類】〇事業中止届出書（様式第９号）

申請者　**補助金交付請求**

【提出書類】
〇補助金交付請求書（様式第 10 号）
〇事業実績報告書（様式第 11 号）
〇収支決算書（様式第３号）
〇領収書の写し等の証拠書類
〇活動記録

事業の完了の日から起算して１か月を超えない日または当年度の３月３１日のいずれか早い期日までに書類を提出してください。

（市）　**補助金の支払い**

補助金の支払いは、後払いになります。
翌年度の５月末までに指定口座に振り込みます。

【提出・お問い合わせ先】芦屋市　こども福祉部　福祉室　地域福祉課
〒659-0051　芦屋市呉川町 14-9　電話：0797-38-2040　ＦＡＸ：0797-31-0614